



社会保険

いわて

奇数月発行 / 2023No.819



絵と文：千葉てるお

今号のお知らせ

- 令和5年度 定時決定と算定基礎届…………… 2
- 協会けんぽより健康診断のご案内…………… 4
- 健康サポート(特定保健指導)のご案内…………… 5
- 令和5年度 歯科健診事業のご案内…………… 5
- 2023年度 一般財団法人岩手県社会保険協会の事業計画について…………… 6
- 社労士通信 vol.19 …………… 7
- 岩手県社会保険協会からのお知らせ…………… 8
- 6月・7月の年金出張相談所日程…………… 8

「子どもの命を願う祈る」
 全国にも数ある「乳神神社」。
 かつて生まれた子の命が危ない時代が
 あり、無事に成長することを
 願う気持ちが生かされたようになったようです。
 県内では、遠野・紫波・八幡平・
 久慈・岩泉・山田・釜石などに
 乳神様を祀る神社があります。
 5月5日は子どもの日でもあり
 お子さんやお孫さんの健やかな
 成長を願い、お近くにある神社を
 訪ねてみてはいかがでしょうか。



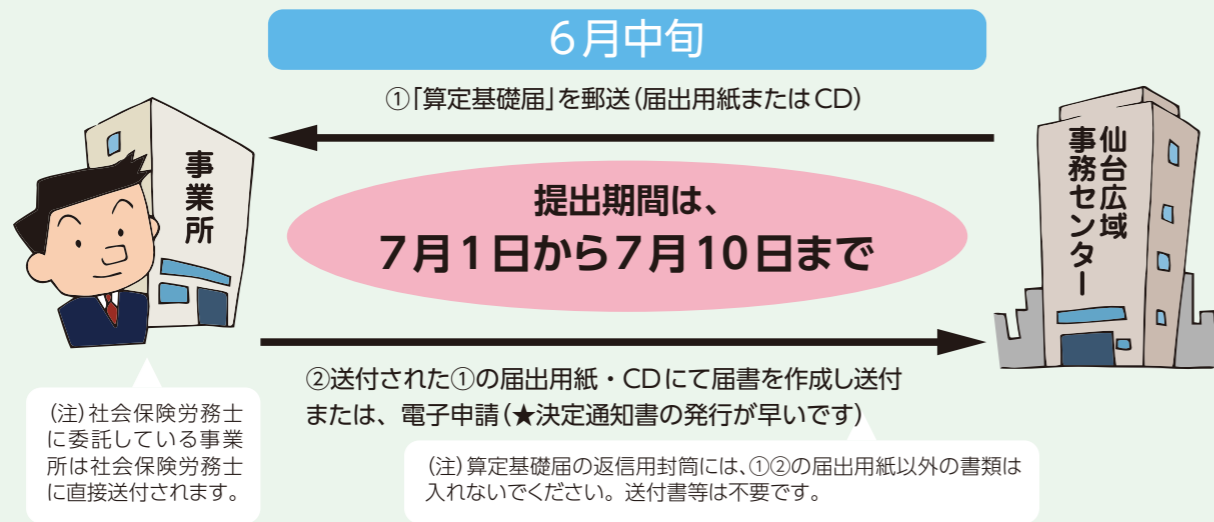
● 職場内で回覧しましょう！

一般財団法人 岩手県社会保険協会ホームページ / <http://www.syahokyo-iwate.com/>

【 令和5年度 定時決定と算定基礎届 】

- 7月1日現在で使用している全ての被保険者の4～6月に支払った賃金を、事業主の方から「算定基礎届」によって届けていただきます。この内容に基づき、健康保険および厚生年金保険の被保険者の実際の報酬と標準報酬との間に大きな差が生じないように、毎年1回標準報酬月額を決定します。これを定時決定といいます。
- 算定基礎届により決定された標準報酬月額は、原則1年間(9月分から翌年8月分まで)の各月に適用され、納めていただく保険料の計算や将来受け取る年金額の計算の基礎となります。
- ◎算定基礎届は報酬に変動がない場合も提出が必要です。
期日(令和5年7月10日)までに必ず仙台広域事務センターあてに提出しましょう。

令和5年度の算定基礎届提出スケジュール



チェックポイント

- 7月1日現在の被保険者全員が対象です。
ただし、令和5年6月1日以降の採用者は令和5年度の算定基礎届の提出は不要です。
 - 上記対象者の「4月から6月」の3ヶ月間に支払われた報酬額(現物による給付は金銭に換算して別途記載)を記入します。
(例) 4月の給料日に支払った報酬が、3月分であっても算定基礎届の「4月」の欄に記入します。
 - 届出用紙は、対象者氏名等を印字して各事業所あてに送付されます。
「被保険者資格取得届」の届出が遅れた方については、用紙に印字されていない場合があります。その場合は手書き用「算定基礎届」用紙に記入します。
 - 次に該当する方がいる場合には、注意してください。
◎70歳以上の方については「算定基礎届」の⑩備考欄の「1.70歳以上被用者算定」を○で囲み、⑪欄に個人番号または基礎年金番号を記入します。
◎令和5年7月に標準報酬月額が改定される方は、被保険者報酬月額変更届(70歳以上被用者月額変更届)の提出も必要になります。
- 注意** 算定基礎届の提出が無い場合、健康保険法第44条第1項又は厚生年金保険法第24条第1項の規定に基づき、従前の標準報酬月額を本年度の標準報酬月額とみなし保険者が決定します。保険者が決定した標準報酬月額を訂正しなければならぬ場合、遡及して保険料調整が行われることとなりますのでご注意ください。

■算定基礎届のよくある疑問■

- Q. 4月、5月、6月の3ヶ月を単純平均すると実態とかけ離れた額になるのですが…?
- A. 通常の方法で報酬月額を算定すると実態とかけ離れた額となる場合は修正平均を行います。
- ～例～
- ①4月、5月、6月のいずれかの月に3月分以前の給料遅配分または遡り昇給差額を支払ったとき。
 - ②4月、5月、6月のいずれかの月の給料が7月以降に支払われるとき。
 - ③4月、5月、6月のいずれかの月が低額の休職給であったとき、またはストライキ等による賃金カットをしたとき。
 - ④業務の性質上、例年4月、5月、6月の報酬額がその他の月と比べて著しく変動する場合で、次に該当するとき。
◎過去1年間(前年7月～当年6月)に支払った報酬額の月平均額による標準報酬月額と2等級以上の差が生じたとき。
- ※添付書類に「年間報酬の平均で算定することの申立書」「保険者算定申立に係る例年の状況、標準報酬月額の比較及び被保険者の同意等」が必要となります。
届出様式については、日本年金機構ホームページにありますのでご確認ください。

令和5年度算定基礎届事務講習会を開催します

正確な届書作成のためにも、事務担当者の方はぜひご出席ください。
(※初めて事務担当となった方は特に、ご出席いただけるようお願いします。)

■日程及び会場

年金事務所	日 時	会 場
盛岡	6月 6日(火) 14:00～	いわて県民情報交流センター アイーナ 小田島組☆ほ～る
	6月14日(水) 14:00～	
一関	6月16日(金) 14:00～	陸前高田市民文化会館 ホール 一関文化センター 中ホール 奥州市文化会館 中ホール
	6月22日(木) 14:00～	
	6月23日(金) 14:00～	
宮古	6月14日(水) 10:00～	宮古市民文化会館 中ホール
	6月14日(水) 13:30～	
二戸	6月15日(木) 14:00～	久慈市文化会館 小ホール 二戸市民文化会館 大ホール
	6月28日(水) 14:00～	
花巻	6月16日(金) 14:00～	北上市文化交流センター さくらホール 遠野市文化交流施設 みやもりホール
	6月21日(水) 13:30～	

※事務講習会の会場・日時・所在地の最新情報については、右の二次元コードからご確認ください。



【留意事項】

- ◎会場の収容人数に制限があります。
- ◎会場によっては駐車場がございません。ご来場の際は、公共交通機関を利用してお越しください。
- ◎ご不明点につきましては、管轄の年金事務所へお問い合わせください。
- ◎会場での届書用紙の配布はいたしません。

■算定基礎届の詳しい事務取扱いはお近くの「年金事務所」にお問い合わせください。

(自動音声案内：「3」押下後「2」押下)

- 盛岡年金事務所 TEL019-623-6211
- 一関年金事務所 TEL0191-23-4246
- 宮古年金事務所 TEL0193-62-1963
- 花巻年金事務所 TEL0198-23-3351
- 二戸年金事務所 TEL0195-23-4111

国民年金にプラスで、老後にゆとり。まずは、資料請求を!

全国国民年金基金 岩手支部

フリーダイヤル 0120-65-4192

<https://www.zenkoku-kikin.or.jp/>

〒020-0024 盛岡市菜園一丁目3番6号 農林会館9階



……協会けんぽより健康診断のご案内……

生活習慣病予防健診 対象：35歳～74歳の被保険者様(お勤めの方)

安く受けられる!
負担額 最高5,282円
令和4年度よりも約2,000円
お安くなりました
 健診費用が18,865円のところ、
 協会けんぽが補助をします!

検査項目が充実!
検査項目 31項目
 がん検診(大腸・肺・胃)など
 検査項目が充実!
 ※定期健診(約8,000円)の項目(22項目)が全て網羅されており、定期健診としてお使いいただけます。

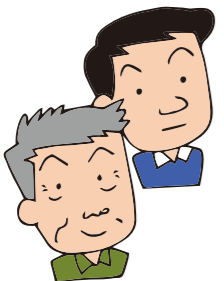
3月に生活習慣病予防健診の案内(緑色の封筒)を事業所様へ送付しております。詳しくは届いた案内、もしくは右上の二次元コードより解説用の動画をご覧ください。



●受診できる健診機関がお近くにない場合などはバス(検診車)による健診が便利です!
 集合バス健診は5月から9月にかけて、県内12市町村で実施しますので、ぜひご利用ください!
 集合バス健診のご案内は、事業所様へ4月中旬に送付しております。(※一部市町村を除く)



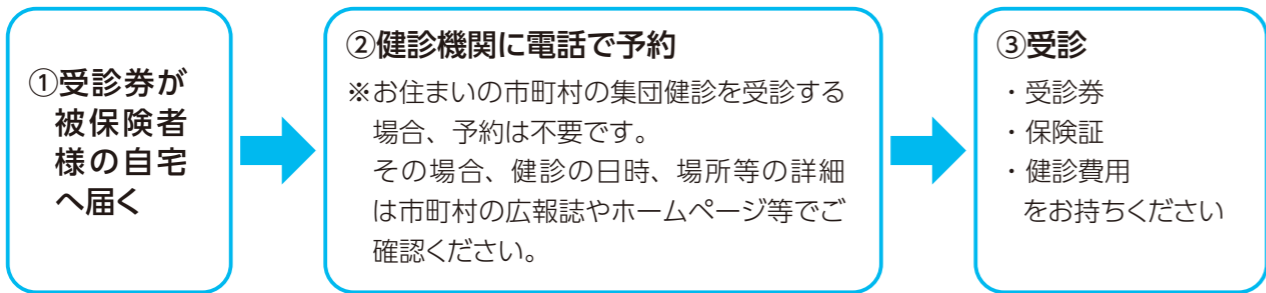
家族健診(特定健診) 対象：40歳～74歳の被扶養者様(ご家族の方)



家族健診(特定健診)を受診できる健診機関や、料金については右の二次元コードより協会けんぽ岩手支部のホームページをご覧ください。
 一部**無料**で受診できる健診機関もございますので、ぜひご利用ください。



■受診までの流れ



お問い合わせ先：TEL019-604-9089(保健グループ)

■健康サポート(特定保健指導)のご案内■



健診の結果、メタボのリスクがある方 → 健康サポートを受けられます

- ◎被保険者様は無料で受けることができます。
- ◎専門職(保健師・管理栄養士)が生活習慣の改善のためのアドバイスをを行います。

- 利用の仕方は3種類!**
- 1 健診機関で健診当日に受ける。
(対象となられた方には、健診機関からお声がけいたします)
※健診当日に受けられない健診機関もございます。
 - 2 協会けんぽの保健師・管理栄養士が事業所様に訪問する。
(委託業者の保健指導者が訪問する場合もございます)
 - 3 タブレット等のICTを使ってオンラインで受ける。

お問い合わせ先：TEL019-604-9089(保健グループ)

令和5年度 歯科健診事業のご案内

歯科医師が事業所様を訪問し、**割引料金**で歯科健診事業を実施させていただきます。

対象：協会けんぽ岩手支部の**被保険者様**(歯科医療を提供している事業所の被保険者は除く)
 ※対象者以外の方は割引料金の対象とはなりません、お申し込みは可能です。

- 料金** 1,100円(税込) 正規料金2,420円のところを協会けんぽからの補助を受けられます。
- 実施数** 先着700人
- 実施期間** 令和5年6月～令和6年2月
申し込みの受付は令和5年4月から開始
- 申込方法** 申込書を岩手県歯科医師会まで郵送もしくはFAXにて提出

申込書のダウンロード、事業の詳細については、岩手支部のホームページをチェック!
 (右の二次元コードからご覧いただけます)



お申し込み・健診内容等に関するお問い合わせ先：TEL019-621-8020(一般社団法人岩手県歯科医師会)
 本事業内容に関するお問い合わせ先：TEL019-604-9018(企画総務グループ)

2023年度の事業計画については、3月27日予算理事会により承認されたところです。概要については以下の通りとなっています。

なお、2023年度事業計画及び予算、2022年度事業報告書及び決算書は、6月に予定しております定時評議員会の承認後、当協会ホームページに掲載する予定です。

.....【2023年度事業計画の概要】.....

1. 本会事業及び社会保険制度の周知広報活動事業

(1) 広報活動

- ① 制度広報紙「社会保険いわて」の隔月(奇数月)発行
- ② ホームページ等を活用した制度広報の充実
- ③ 会員事業所に対する制度図書は無償配布
 - ・ 社会保険の事務手続(適用・給付版)
 - ・ 保存版制度マニュアルシート
 - ・ 健康づくりカレンダー
 - ・ 社会保険事業カレンダー
 - ・ その他
- ④ 全国健康保険協会が行う各種健診等に関する広報支援



(2) 社会保険事務等研修(講習)会の開催

日本年金機構、全国健康保険協会、公共職業安定所、社会保険委員会、岩手県社会保険労務士会、岩手県商工会議所連合会、岩手県商工会連合会及び岩手県中小企業団体中央会等をはじめとする関係機関と協力連携し、下記の研修(講習)会を実施する。

令和5年度月別研修計画(予定)

月別	研修	開催場所	備考
4月	事務担当者研修	大船渡市、北上市、盛岡市、久慈市、宮古市	社保いわて3月号に募集チラシ
8月	ビジネスセミナー	盛岡市、奥州市、久慈市	社保いわて7月号に募集チラシ
9月	ビジネスセミナー	一関市、宮古市、花巻市	社保いわて9月号に募集チラシ
10月	年金制度説明会	盛岡市、陸前高田市、久慈市	社保いわて11月号に募集チラシ
令和6年2月	年金制度説明会	一関市、宮古市、花巻市	社保いわて1月号に募集チラシ

(3) 会員の拡大

会員拡大対策の一環として、新規に社会保険の適用を受けた事業所について加入勧奨に努める。同時に事業規模に応じた勧奨や、過去に会員であった事業所への勧奨を実施する。

(4) 保健事業及び健康づくり事業の推進

健診事業を中心とした全国健康保険協会の保健事業推進の協力支援を行う。特に生活習慣病予防健診及び特定健診の推進、健康経営宣言事業所の拡大を重点に事業主及び被保険者等に対する啓発活動を行う。

健康づくり事業実施計画

実施予定月	実施種目	実施場所	備考
6月	健康ウォーク	平泉町	社保いわて5月号に募集チラシ同封
9月	鞍掛山軽登山	滝沢市	社保いわて7月号に募集チラシ同封
10月	健康ウォーク	遠野市	社保いわて9月号に募集チラシ同封

- ・ 各種研修会に合わせた健康づくり事業の開催
- ・ 事業所内で行う健康づくり講習会等への講師派遣
- ・ 日常生活になじみやすい運動及び食事を取り込んだ健康づくりカレンダー「すこやかファミリー」を会員事業所に配付し健康づくり推進の啓発

(5) 福利厚生事業

① 会員相互の情報交換及び異業種間の交流の場としてレク活動などの開催

実施予定月	事業名称	予定会場	備考
9月	ゴルフ大会	花巻市	9/9(土)開催予定 「社会保険いわて(7月号)」で参加募集案内同封

- ② 全社連(全国社会保険協会連合会)と連携した宿泊施設等の会員事業所への優待事業の実施
- ③ 会員限定の文化事業(音楽、演劇等)への優待事業の案内
- ④ その他独自事業の実施

令和5年4月からの 雇用保険料率引き上げ

総務部長 「4月の給与明細を見たら、また雇用保険料が上がってびっくりしました。計算を間違った訳ではないのですか？」って、社員に言われちゃいました。

社労士 そうですか。今回は料率にして1/1,000の引き上げですが、上げ幅の問題より昨年4月、10月に続き短期間で3回上がったことに驚いているのかも知れませんね。ちなみに今回の改定により保険料の負担は次の通りとなります。



	①従業員負担	②事業者負担	事業者負担の内訳		①+② 雇用保険料率
			失業等給付	雇用保険二事業	
一般の事業	6/1,000	9.5/1,000	6/1,000	3.5/1,000	15.5/1,000
農林水産・ 清酒製造の事業	7/1,000	10.5/1,000	7/1,000	3.5/1,000	17.5/1,000
建設の事業	7/1,000	11.5/1,000	7/1,000	4.5/1,000	18.5/1,000

総務部長 あれ？雇用保険料って、従業員と事業主、折半じゃないんですか？

社労士 雇用保険料の支払いは事業者と従業員の双方が負担しますが、労使折半ではなく事業者が多く支払うようになっています。表をご覧くださいと分かりますが、「雇用保険二事業」分は事業主の全額負担となっています。

総務部長 「雇用保険二事業」って何ですか？

社労士 雇用保険には失業や育児休業で給与がもらえない労働者の生活が困窮する事態を防ぐという役割がありますが、それ以外に、失業の予防、雇用機会の増大、労働者の能力開発といった役割があります。具体的には雇用調整助成金、特定求職者雇用開発助成金、労働移動支援助成金など各種の助成金として雇用保険料が使われています。これが「雇用保険二事業」です。



総務部長 「雇用調整助成金」は、当社でもコロナの影響で売り上げがひどく落ち込んだ時期に利用しましたが、おかげで雇用を維持できとても助かりました。

社労士 そうですね。そのような「雇用を守る」という効果があります。ただ、今回は新型コロナウイルス感染拡大の影響が長期化する中、雇用調整助成金の支給額が急増し財源が逼迫してしまい、それが雇用保険料率引き上げにつながりました。ようやくコロナも収束の気配がありますが、早く人の動き、企業の活動が元に戻って、雇用調整助成金の必要がない状態になってくれるといいですね。



ささいな事でもお気軽にどうぞ！
 詳しくはお近くの
社会保険労務士にご相談ください。
 ホームページ▶ <https://www.iwate-sr.jp>



社会保険協会からのお知らせ

◆「年金制度説明会」を開催しました!

2月から3月にかけて県内4会場で行った年金事務所の職員を講師に開催しました。昨年からの在職老齢年金の改正で受給しながら働く環境が改善されたことから参加者は働き方を考え、また、実際の手続きや添付書類などの説明に熱心に耳を傾けていました。今年度も「年金制度説明会」を始め各地で研修会等を開催する予定ですのでよろしくお願いいたします。



釜石会場



遠野会場

◆施設優待事業 「ダイワロイヤルホテル」優待利用契約の解除のお知らせ

大和リゾート(株)より「事業方針の変更による契約解除」の申し入れがあったことから、令和5年3月31日をもって優待契約を解除いたしましたので、お知らせいたします。

なお、契約解除日までに従来の専用Webサイトから4月以降の宿泊予約をされている場合は、優待プランが適用されます。

社会保険委員の皆様へ

例年11月にお送りしています「ダイアリー」について、昨年送付の際、「希望者のみ」配布する旨お知らせしましたが、当協会の広報事業全体を見直すことで本年度も引き続き配布することといたしました。ぜひご活用ください。

年金出張相談所

会場	6月	7月	時間	
盛岡	八幡平市役所(多目的ホール)	8(木)	13(木)	10:00~15:30
	ゆはず交流館(岩手町)	21(水)	19(水)	10:00~15:30
	葛巻町役場	28(水)	7月はお休みです	10:30~15:00
	紫波町役場	6月はお休みです	26(水)	10:00~15:30
一関	陸前高田市役所	15(木)	7月はお休みです	10:30~15:30
	大船渡市役所	22(木)	27(木)	10:30~15:30
	奥州市役所(本庁)	6月はお休みです	6(木)	10:00~15:30
	奥州市役所(江刺総合支所)	1(木)	7月はお休みです	10:00~15:30
宮古	青葉ビル第1・2研修室(釜石市)	15(木)	20(木)	10:00~15:30
花巻	遠野市役所本庁舎3階	1(木)	6(木)	10:30~15:30
二戸	久慈市文化会館 (アンバーホール)	8(木)	13(木)	10:30~16:00
		22(木)	28(金)	10:30~16:00

年金相談のご案内

県内の年金事務所では、通常の業務取扱時間のほか下記時間帯も年金相談を受けられます。

- ①月曜日(祝日にあたる時は翌開所日)午後7時まで受付を延長
- ②第2土曜日は、休日相談日9:30~16:00まで受付

※相談の内容によっては、翌日以降の回答となる場合があります。※変更される場合がありますので、各年金事務所へご確認のうえお出かけください。

【自動音声案内番号】

- 盛岡年金事務所 ☎019-623-6211(代) → 5
- 一関年金事務所 ☎0191-23-4246(代) → 1→2
- 宮古年金事務所 ☎0193-62-1963(代) → 5
- 花巻年金事務所 ☎0198-23-3351(代) → 1→2
- 二戸年金事務所 ☎0195-23-4111(代) → 5

※各会場とも電話による時間予約制を実施しています。相談日の前日までに管轄の年金事務所へご予約ください。